

本資料は、日本在住のインド国特許弁理士バット・ヴィニット氏が代表取締役を務めるサンガム IP が、インドの知財関連ニュースを紹介するものです（執筆：サンガム IP 及び同社提携先、翻訳：発明推進協会、監修：サンガム IP）。本文内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。
情報の内容につきましては正確を期すように努めておりますが、正確性を保証するものではありません。本情報の利用の結果発生するいかなる不利益に対しましてもその責任を負いませんので予めご了承願います。

国際消尽は、非合法的に入手した製品には 適用しないⁱ

原告は、非合法に入手したと見られる製品及び原告の商標を付した密売品の無許可の販売行為に対し、終局的差止命令を求めた。デリー高裁は差止命令を下したが、被告が侵害品を合法的な手段で入手していたならば、国際消尽の原理によりインド国内における二次的販売は保護されるとした。裁判所は、模倣品とみなされた製品の販売については、同じ製品への商標の利用は詐称通用（passing off）であり、原告に損害を与えたとした。被告が小企業であるという観点から、侵害品を大量にストックする能力はないとし、裁判所は名目的損害賠償を裁定した。

[Philip Morris Products S.A & Anr 対 Sameer & Ors, 2014年3月10日付デリー高裁令 in CS (OS) No.1723/2010]

商標 サービスが非類似の周知商標の保護ⁱⁱ

デリー高裁は、教育サービス関連での「BRAHMOS」の商標の利用について、仮差止命令を下した。2つの判例（Bloomberg Finance LP v. Prafull Saklecha [2013 (56) PTC 243 (Del)] 及び、Rolex Sa v. Alex Jewellery Pvt. Ltd. [2009 (41) PTC 284 (Del)]）によると、登録商標が商標法第2条(1)(zg)*の定義において周知商標である場合、非類似の商品/サービスに関連するものであっても保護を受けることができる。原告(Brahmos Aerospace社)は、教育研修・プログラムを提供する会社としても知られていたが、その標章は周知商標として公衆の大部分に知られ、航空宇宙産業の超音速ミサイルにも利用され、裁判所により関連事項で保護されていた。また、被告(FIIT JEE社：科学系学生向け予備校)よりも早くから使用し、国内外において業務上の信用及び評価を得、広く宣伝されていたので、商標法第2条(1)(m)及び第2条(1)(zg)が適用される。

他の標章による有名な被告の広告に言及し、標章は商標として使用していなかったという根拠は、裁判所により拒絶された。被告が辞書に掲載されていない単語の標章(インド及びロシアの有名な2つの河川から作られたことは明白)を考え出した方法に関する有効な理由がなく、この点も裁判所により指摘された。

被告は、標章「BRAHMOS」は識別力を有する商標ではなく、異なる商品/サービス関連で使用されていたので、混同及び偽装にあたらぬと主張した。また、被告は、原告が「BRAHMOS」ではなく、「BRAHMAND」という名称を教育分野で使用していたとも主張したが、これらの主張は裁判所により拒絶された。この点について、原告がドメイン名 www.brahmand.com を得ることは可能であり、ドメイン名 www.brahmos.com が彼らに属することも否定はできないと述べた。裁判所は、原告が侵害を証明するために偽装の証拠を示す必要はないとした。

[Brahmos Aerospace Pvt. Ltd. 対 FIIT JEE Limited 2014年2月24日付デリー高裁令 in CS (OS) No.2655/2013]

ⁱ Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所発行 IPR AMICUS 2014年3月 32号

ⁱⁱ Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所発行 IPR AMICUS 2014年3月 32号

【参考情報】

関連法規条文

日本国特許庁ウェブサイトより抜粋

インド商標法：<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/india/shouhyou.pdf>

第2条 定義及び解釈：

(1) 本法において、文脈上他の意味を有する場合を除き、

(m) 「標章」とは、図形、ブランド、ヘディング、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装、若しくは色彩の組合せ、又はそれらの組合せを含む。

(zg) 商品又はサービスに関して「周知商標」とは、当該商品を使用し又は当該サービスを受ける公衆の実質的大部分に周知となっている標章であって、他の商品又はサービスに関する当該標章の使用が、それら商品又はサービスと、最初に述べた商品又はサービスに関して当該標章を使用する者との間の取引過程若しくはサービス提供過程における結合関係を表示するものと考えられる虞がある標章をいう。原告が侵害を証明するために実際の偽装に関する証拠を挙げることは必要ではないと、裁判所は述べた。